

管理コード	府庁名	要望事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	反映の 分類	概算要求への 反映状況	予算等の措置の名称 (項) (目) (自動)	概算要求額 (単位:千円)	その他	管 理 業 種 等 項	要望事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	根拠法令等	都道府県	提案主体名	制度の所管・ 関係者
1110010	経済産業省	業務用太陽光発電システム設置に伴う固定資産税(償却資産)の支援措置	地方税法附則第15条	「太陽光発電設備に係る固定資産税の軽減措置」を実施しています。	D	政府の補助を受けて取得された太陽光発電設備(同時に設置する専用の架台、集電装置、適宜装置、蓄電装置、制御装置、直交変換装置又は系統連携用保護装置を含む。)について、新たに固定資産税が課せられることとなった年度から5年間の固定資産税に限り、課税標準を課税標準となるべき価格の2/3に軽減します。	—	—	添付資料あり	1 0 0 9 0 2 0	業務用太陽光発電システム設置に伴う固定資産税(償却資産)の支援措置	業務用太陽光発電システムの普及、促進のため、設置に伴う固定資産税(償却資産)を減免する特例措置を国が設ける。又は市が償却された際には、当該市に対して減免分を補填する補助制度を設ける。	低炭素社会の実現に向けた取組みは多岐ありますが、技術指向での実現と同時に既存するが活用されていない資産を転用することで大規模かつ低コストに低炭素社会を実現する試みも現実的な選択である。 岡山県はこれまで果樹栽培が盛んで桃やマスクットなどの高級果樹に特化することで他地域との差別化に成功していた。特にマスクットは温室栽培で岡山の特産品とされてきたが、食べやすさ、甘さなどで昨今の市場ニーズに適合できていないうえ露地果樹家の高齢化もあり利用放棄された温室が岡山県南に多数出現している。年間の日照量が国内屈指である"晴れの国岡山"で、放棄された温室を活用し地域を活性化と低炭素社会の実現を目指したい。	地方税法	岡山県	個人	経済産業省
1110020	経済産業省	Smart Wellness City実証研究特区(中心市街地にぎわいの場づくりとコミュニティビジネス起業支援)	産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(産活法) 法人税法 中小企業新事業活動促進法	・登録免許税の軽減は、産活法に基づき計画認定を受けた事業者が、当該認定計画に従って会社設立や増資などを行う場合に認められています。 ・法人税の特例(非課税措置)は、法人の公益性が認定され、公益社団法人、公益財団法人となった場合に認められています。 ・LLPへの支援措置については、「中小企業新事業活動促進法」に基づき、認定・承認を受けた計画に沿ってLLPの各組合員が事業を行う際に、補助金や融資、保証制度などの支援策を受けることができます。	C	コミュニティビジネスとは、地域課題の解決に取り組み事業の総称であり、コミュニティビジネスの起業にあたっては、自らの事業モデルに合わせて多様な法人格を選択することができま。ご要望の優遇措置については、各法人格の設置目的や性格によってそれぞれ異なる対応が必要となると考えられます。よって、一律の対応が難しく、国のコミュニティビジネス推進には必要なため、予算への反映は見送らせていただきました。 なお、財団法人や公益法人を選択すれば、登録免許税の免除や法人税の特例等、ご要望の優遇措置を受けることも可能である旨、申し添えます。	—	—	1 0 5 1 0 2 0	Smart Wellness City実証研究特区(中心市街地にぎわいの場づくりとコミュニティビジネス起業支援)	コミュニティビジネス設立の登録免許税の減免、法人税の特例(収益事業の非課税等)、有限責任事業組合(LLP)への地域金融機関の支援措置等の拡大等を求める。	温室は自当たりが良く、栽培・出荷作業に合わせ進入路、水・電気などの設備も整っている場合が多い。また、放棄された温室は耐震、水漏れといった住宅に必要な条件を満たす必要もない、こうした立地において、僅かな補強で重い太陽光発電システムを載せることが可能となり、低コストを実現できる。 農業者が設置するには資金手当てが必要となるが、補助金の活用と自己資金で賄い、自家消費分が電力会社へ支払を滞滞するとともに、余剰電力を電力会社へ売電することで投資金額の回収が可能と考える。	健康増進法、銀行(信用金庫)法、登録免許税	福島県、茨城県、新潟県、岐阜県	伊達市、見附市、新潟市、三上市、岐阜市、筑波大学	厚生労働省 経済産業省	
1110030	経済産業省	Smart Wellness City実証研究特区(集落内設置商店への支援制度の創設)	商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律(地域商店街活性化法)	地域商店街活性化法は、中小小売商業者及び中smallビジネス業者の事業機会の増大を図るために商店街振興組合等が行う地域住民の需要に応じた事業活動を支援することにより、商店街の活性化を図ることを目的としております。 本法の支援対象は商店街振興組合、事業協同組合等の商店街組織であり、個人商店は支援の対象としておりませんが、商店街振興組合、事業協同組合等が空き店舗等を活用し、生活用品を取り扱う商店を開業することは支援の対象となり得ます。	C	現行の制度でご要望いただきました件について対応しているものはございません。	—	—	—	1 0 5 1 0 4 0	Smart Wellness City実証研究特区(集落内設置商店への支援制度の創設)	住民の自家用車依存度を下げることに寄与する集落内の個人商店に対する「商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律」に基づく支援措置と同様の振興策の実施。	運動等による健康の維持・増進は、最終的には医療費の減額につながることもなるため、自家用車依存の生活を改め、公共交通機関の使い勝手の向上を図ることが必要である。特に地域によっては、個人商店の閉店によって買い物難民化している高齢者も少なくなく、また当該地域の市街地・団地等と異なっている場合は、新たに閉店することも多い。高齢者が歩いて暮らすことによる「閉店」による生活の困窮から、生産品など生活用品を扱う商店の開業を促進するため、中心市街地の商店街と同様の振興策(例えば「商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律」に基づく支援措置等)を講じられたい。		福島県、茨城県、新潟県、岐阜県	伊達市、見附市、新潟市、三上市、岐阜市、筑波大学	経済産業省
1110040	経済産業省	高効率太陽光パネルへの補助金の支給	住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金交付要綱	以下の条件を満たす住宅用太陽光発電システムの設置を行う者に対して、導入費用の一部を補助しています。 <補助要件> ①変換効率が一定以上のもの ②一定の品質・性能が一定期間保証されているもの ③kWあたりのシステム価格が一定の額以上のもの <補助金額> 定額(7万円/kW)	C	本補助金は住宅用太陽光発電システムの価格低下を実現し、住宅分野における太陽光発電の更なる大々導入を指しています。 価格低下を実現するためには、一定額のシステム価格を補助上限とすることが必要と考えています。 一方で、次世代型太陽電池の研究開発に対する支援も実施しており、より高効率な太陽光パネルを低価格で市場に導入出来るよう取り組んでいます。	(項) エネルギー需給構造高度化対策(目) 非化石エネルギー導入促進対策費補助金 42,900,000	—	—	1 0 5 2 0 4 0	高効率太陽光パネルへの補助金の支給	高効率パネルへ補助金を出すことで、高効率太陽光パネルを普及させるとともに、日本企業の国際競争力を高める。	〇太陽光発電設備は現状ではインシヤルコストの高さが導入のネックになっているため、それを緩和して導入を促進するために補助金が交付されている。 〇一方本施策は普及を促し低コスト化を図る目的のため、高効率パネルは高価が理由で補助対象になっていない。 〇むしろ日本の太陽光発電の競争力を高めるため、高効率パネルほど補助を厚したい。	住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金交付要綱	愛知県	トヨタ自動車株式会社	経済産業省

管理コード	府省庁名	要望事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	反映の 分類	概算要求への 反映状況	予算等の措置の名称 (項) (目) (自動)	概算要求額 (単位:千円)	その他	管 理 業 種 号 項	要望事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	根拠法令等	都道府県	提案主体名	制度の所管・ 関係府庁
1110050	経済産業省	低炭素化に資する研究費 分について、税額控除限 度額を上乗せする税制の 導入	租税特別措置法 第42条の4 第68条の9	「試験研究費の総額に係る 税額控除制度」は、その事業 年度において算出の額に算入 される試験研究費の額がある 場合に、その試験研究費の額 の一定割合の金額をその事業 年度の法人税額から控除する ことを認めるもの。 この制度による税額控除限 度額は、その事業年度の算出 の額に算入される試験研究費 の額に、税額控除割合 (10%)、ただし、試験研究費 割合が10%未満である場合は 算式(試験研究費割合× 0.2)+8%)によって計算し た割合)を乗じて計算した金 額。ただし、税額控除限度額 がその事業年度の法人税額の 20%相当額を超える場合は、 その20%相当額を限度とし る。(ただし、平成21年度・ 22年度においては、法人税額 の30%相当額を限度とする。)	C	我が国における研究開発におい ては、民間活力による研究開発投資を 幅広く促進するという目的の下、分 野を特定せずに研究開発費用に係る 税額控除を行っている。このため、 特定分野に限定して税額控除限度額 を上乗せすることは、我が国の研究 開発活動の進展に反しており、ご要 望にお応えすることは困難。  なお、低炭素化に資する研究も含む 研究開発一般に関する税額控除につ いては、控除上限の引き上げ措置の 恒久化等を要望しているところ。	—	—	—	1 0 5 2 0 0 6 0	低炭素化に資する研究費につ いて、税額控除限度額を上乗せ する税制の導入	特に、低炭素化に資する研究(本実証試験も含 む)について、その費用の全額を研究費として 税額控除限度額を上乗せすることで、低炭素化 技術開発の促進を図りたい。	○研究費に対する政府負担割合が主要国と比べて最も低い水準にある中、今後の我が国の成長 の要となる低炭素化技術の開発については、研究開発促進税制の拡充が有効。 ○特に、低炭素化に資する研究(本実証試験も含む)について、その費用の全額を研究費として税 額控除限度額を上乗せすることで、低炭素化技術開発の促進を図りたい。	租税特別措置法	愛知県	トヨタ自動車株 式会社	文部科学省 経済産業省 環境省
1110060	経済産業省	企業立地促進法による地方 交付税の減収補てんの 措置の特例	企業立地促進法による地方 交付税の減収補てんの 措置の特例 (平成十九年 五月十一日法律 第四十号) 第二 十条	地方公共団体が、企業立地 促進法に基づいて立地した事 業者に対して、地方税を課税 免除又は不均一律税した場合 に、その減収額の7割パーセン トを地方交付税で補てんする 措置である。 なお、現在、措置の対象とな る施設は家庭及び構築物並 びにその敷地である土地に限 られており、機械装置等の償 却資産は対象となっていない。	C	地方税の減収補てん措置につ いては、地方公共団体の共有財産である 地方交付税を用いた例外的な財政措 置であり、措置の対象は必要最小限 のものにすべきである。 なお、現在、機械装置等の償却資 産を対象としているのは、条件不利 地を対象とした法律に基づくもの が基本であり、全国を対象として いる企業立地促進法に基づく減収補 てん措置において、機械装置等の償 却資産を対象施設に加えることは異し い。	企業立地促進法に基 づく地方交付税措 置	—	—	1 0 5 5 0 1 0	企業立地促進法による地方交 付税の減収補てんの措置の特例	企業立地促進法第20条に規定する地方交 付税の減収補てんの措置において、固定資産税 を課税しない場合と同等の減収補てんの措置に する家庭、構築物又はこれら敷地である土地に、 構築物以外の償却資産を特例措置として加 入。特例期間については3年とする。	①経済・社会的効果(地元町内外からの約1,000人以上の新規雇用に加え、流通等の広域的な 雇用創出効果、県のみやぎソーラープロンプティア構型の100%の自給による産業集積効果も期待でき る。また、ソーラープロンプティア社の立地は、日本全体の環境関連産業の国際的な競争力の強化に つながる。)②地域特性(県庁所在の富岡市の生活圏で、雇用される労働者は同市からも通勤可 能)③特例必要性(今次は既存工場を利用するものであり、資産有効の観点から奨励され、その 際、また、設備投資は機械装置となるが、売却処分であればその投資額も相対的に低くなる。同社は、 環境系ソーラーパネルの事業化に唯一成功しており、結晶系/パネルに比べて原材料打増である希少金 属の国際的な供給パワースによる価格高騰の影響を受けにくい。国際競争に打ち勝つためには初期 投資の抑制が不可欠であるため、設備促進措置を設けることが必要。)④業績(富岡市)前 半していた日立プラズマディスプレイ株の土地、工場等を買取り、同社が立地予定。企業立地促 進法による促進措置等の詳細を現在検討中。)⑤関連省庁協働(他の企業に同様の措置をした場 合の収支減額解決法。企業立地促進法に定める立地企業計画の承認を県知事から受けた低炭 素化に貢献できる企業から当該企業の立地によって当該企業以外の企業の立地をも見込める基幹 的な企業で、外国における税制等の優遇措置と比較し、一定の差が認められ、国外への立地が懸 念される場合に限った環境関連産業の国内誘致特例とする。)⑥導入弊害(特になし。)	富岡峰	富岡市	経済産業省	
1110110	経済産業省	国際学校の整備について	—	平成20年度の日本政策投資銀 行の民営化に伴い、「対日投 資促進基金協会の整備」とし て、インターナショナルス クールへの「政策金利」での 融資を行う事業が廃止され た。 しかし、現在も引き続き日本 政策投資銀行では、インター ナショナルスクールに対して 従前と同様に融資を行い、場 合によっては基準が緩和され た業務を行っている。	D	日本政策投資銀行では、インター ナショナルスクールに対して従前と同 様に融資を行っている。	—	—	—	1 0 5 7 0 7 0	国際学校の整備について	成長戦略拠点における国際的なまちづくりのイ ンフラ整備として国際学校にかかる整備に對 する金融支援(無利子・低利貸付)を実施する。	国際学校の整備に関わっては、政策投資銀行において金融支援が行われてきたが、平成20年度の 政策投資銀行の民営化に伴い制度が廃止された。しかしながら、今なお必要性については変わりな いことから制度の復活を要望するもの。  提案理由: 国際の成長を牽引する成長戦略拠点において、国際的な人材・企業の集積をはかる取り組みを 行っている。これによりはるかなる外国人の生活環境を整えることも重要となり、その一つである国 際学校は経営基盤が強いことから整備が促進されにくい状況にあることから金融支援が重要と なっている。	大阪府	大阪市	文部科学省 内閣府	
1110070	経済産業省	データセンターにおける サーバー類及び電気設備 の法定耐用年数の柔軟化	減価償却資産の耐用年数等 に関する省令において、サー バーの耐用年数は、5年、電 気設備の耐用年数は15年とさ れている。なお、ルーター及 びスイッチの耐用年数につ いては、9年又は10年とされ ている。	C	サーバー、電気設備については、関係 省の意見も聞きながら短期の かどうかについて検討したい。	通信業用設備等に係 る法定耐用年数の短 縮	—	—	1 0 6 6 0 0 6 0	総務省や経済産業省において、データセン ターの有電化に向けた取組みを進めている中 で、さらなる推進を図るためにもデータセン ターにおけるサーバー類及び電気設備の法定耐用年 数を柔軟化する。	総務省や経済産業省において、データセン ターの有電化に向けた取組みを進めている中 で、さらなる推進を図るためにもデータセン ターにおけるサーバー類及び電気設備の法定耐用年 数を柔軟化する。	(提案理由) データセンターにおけるサーバーは、現状では3-4年程度で更新されている。また、データセン ターにおける空調設備は、消費電力を削減する要素として非常に重要な役割を占めており、省エ ネ設備への更新の促進は、環境負荷低減の観点からも重要な取り組みである。特に寒冷地 である北海道においては、寒冷な外気や雪氷等を用いた空調技術が研究から実用化の段階に入っ ており、技術革新が進んでいる。 データセンターに設置されるサーバー類及び電気設備の耐用年数をデータセンターの事業者が 実際の更新サイクルに合わせて設定することで、高効率な設備への更新を促進し、産業活性化による 国際競争力の向上と温室効果ガス削減という環境配慮の両方を実現することができる。 さらに、国内では産官間に膨大なデータが蓄積していることから、地方の特性にデータセンターの 集積を行うことで、リスク分散や首都圏におけるデータ量の軽減が図られる。	法人税法 減価償却資産の法定 耐用年数等に関する 省令	北海道	石狩市	総務省 経済産業省	

管理コード	府省庁名	要望事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	反映の 分類	概要要求への 反映状況	予算等の措置の名称 (項) (目) (自動)	概要要求額 (単位:千円)	その他	管 理 業 種 等 項 目	要望事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	根拠法令等	都道府県	提案主体名	制度の所管・ 関係官庁
1110080	経済産業省	企業立地促進法に基づく交付税補てん対象の拡大		<p>・企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(平成十九年五月十一日法律第四十号)第二十条</p> <p>地方公共団体が、企業立地促進法に基づいて立地した事業者に対して、地方税を課税免除又は不均一課税した場合(第四十号)第二十条を地方交付税で補てんする措置である。</p> <p>・企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(平成十九年八月十六日総務省令第九十四号)第一及第四号</p> <p>地方公共団体が、企業立地促進法に基づいて立地した事業者に対して、地方税を課税免除又は不均一課税した場合(第四十号)第二十条を地方交付税で補てんする措置である。</p> <p>なお、現在、措置の対象となる施設は家屋及び構築物並びにその敷地である土地に限られており、機械装置等の償却資産は対象となっていない。また、現在、インターネットデータセンターについても対象業種となっていない。</p>	C	<p>地方税の減収補てん措置については、地方公共団体の共有財産である地方交付税を用いた例外的な財政措置であり、措置の対象は必要最小限のものとするべきである。</p> <p>なお、現在、機械装置等の償却資産を対象とした法律に基づくものではなく、全国を対象としている企業立地促進法に基づく減収補てん措置において、機械装置等の償却資産を対象施設に加えることは難しい。</p> <p>また、対象業種については、特に雇用創出効果の大きい業種に絞って措置を講じているところであり、ご提案いただいたインターネットデータセンターについては、コールセンターなど、現在対象となっている業種に比して、必ずしも雇用創出効果が大きい業種とはいえず、本制度の対象業種に追加することは難しい。</p>	企業立地促進法に基づく交付税補てん対象の拡大	-	-	1 0 6 0 1 1 0	企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第二十号の地方公共団体等を定める省令(以下、「省令」という)における、指定業種(機械・IDC(インターネットデータセンター)を含む)が含まれるようになるとともに、自治体による課税免除等に対する交付税補てんの対象を全ての償却資産とする。	<p>「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第二十号の地方公共団体等を定める省令(以下、「省令」という)における、指定業種(機械・IDC(インターネットデータセンター)を含む)が含まれるようになるとともに、自治体による課税免除等に対する交付税補てんの対象を全ての償却資産とする。</p> <p>【提案理由】 今後成長が期待される情報産業については、コスト削減による国際競争力の強化が重要な課題である。特にデータセンターについては、集積化により、通信回線使用料を始めた運営コストの削減による効果があることから、データセンター業を省令で定める指定業種として追加することで、集積化を促進する。また、自治体による固定資産税の課税免除等への課税補てんの対象として、データセンターの投資額の非常に大きな割合を占めるサーバー等を含む全ての償却資産を含めることで、自治体負担の軽減と地域経済の基盤強化を図る。</p> <p>国内へのデータセンターの立地を促進することで、日本の情報通信産業の活性化に資するとともに、国内情報の保護という観点からもデータが国外に流出するのを防ぐことができる。さらに、国内では首都圏に膨大なデータが集中していることから、地方の特長にデータセンターの集積を行うことで、リスク分散や首都圏におけるデータ量の軽減が図られる。</p>		北海道	石狩市	経済産業省	
1110090	経済産業省	環境配慮型データセンターへの支援制度創設	-	<p>現行の制度でご要望頂きました件について対応しているものはありません。</p>	C	<p>データセンターの省エネ指標については、グリーンIT推進協議会等と、PUEも含む新たな指標の検討を行っているところ。また、経済産業省の「クラウド・コンピューティングと日本の競争力に関する研究」の報告書では、「データセンターの省エネ指標に応じた支援制度を導入することを検討する。」としており、省エネ指標の策定状況を踏まえ、今後の課題として向ができるかについて検討したい。</p>	-	-	-	1 0 6 0 1 4 0	環境配慮型データセンターへの支援制度創設	<p>低PUEを実現したデータセンターに対して、基準値と実績値の差に応じて、奨励金として助成する制度を創設する。</p>	<p>データセンターは、サーバーそのものや冷房のための空調設備に大量の電力を必要とすることから、その消費電力量を削減することは重要な課題である。そこで、基準となるPUE値を定め、その数値を達成したデータセンターに対しては、その差を奨励金という形で助成することで、運営コストのより一層の削減と環境負荷低減という二重の効果を創出することができる。</p> <p>【提案理由】 政府の方針である温室効果ガス25%削減に向けて、大量の電力を消費するデータセンターの消費電力量を削減することは重要な課題である。また、日本におけるデータセンターの高コストを世界標準まで引き下げること、国内にデータセンターを集積させ、情報関連産業を活性化させるためには重要な課題である。</p> <p>これらの2つの課題を解決するため、高PUEのデータセンターから低PUE(例:1.2)のデータセンターへの移行を促進するための支援制度を創設する。</p> <p>国内へのデータセンターの立地を促進することで、日本の情報通信産業の活性化に資するとともに、国内情報の保護という観点からもデータが国外に流出するのを防ぐことができる。さらに、国内では首都圏に膨大なデータが集中していることから、地方の特長にデータセンターの集積を行うことで、リスク分散や首都圏におけるデータ量の軽減が図られる。</p>		北海道	石狩市	総務省 経済産業省
1110100	経済産業省	データセンター移設費用に対する支援制度創設	-	<p>現行の制度でご要望頂きました件について対応しているものはありません。</p>	C	<p>データセンターの省エネ指標については、グリーンIT推進協議会等と、PUEも含む新たな指標の検討を行っているところ。また、経済産業省の「クラウド・コンピューティングと日本の競争力に関する研究」の報告書では、「データセンターの省エネ指標に応じた支援制度を導入することを検討する。」としており、省エネ指標の策定状況を踏まえ、今後の課題として向ができるかについて検討したい。</p>	-	-	-	1 0 6 0 1 5 0	データセンター移設費用に対する支援制度創設	<p>一定以上のPUEのデータセンターを移設し、低PUEのデータセンターとする場合、その移設に係る費用に対して助成する制度を創設する。</p>	<p>データセンターは、サーバーそのものや冷房のための空調設備に大量の電力を必要とすることから、その消費電力量を削減することは重要な課題である。そこで、一定以上のPUE(例:1.8)のデータセンターを移設し、低PUE(1.2)以下のデータセンターとする場合、その移設費用を削減することで、運営コストのより一層の削減と環境負荷低減という二重の効果を創出することができる。</p> <p>【提案理由】 政府の方針である温室効果ガス25%削減に向けて、大量の電力を消費するデータセンターの消費電力量を削減することは重要な課題である。また、日本におけるデータセンターの高コストを世界標準まで引き下げること、国内にデータセンターを集積させ、情報関連産業を活性化させるためには重要な課題である。</p> <p>これらの2つの課題を解決するため、高PUEのデータセンターから低PUE(例:1.2)のデータセンターへの移行を促進するための支援制度を創設する。</p> <p>国内へのデータセンターの立地を促進することで、日本の情報通信産業の活性化に資するとともに、国内情報の保護という観点からもデータが国外に流出するのを防ぐことができる。さらに、国内では首都圏に膨大なデータが集中していることから、地方の特長にデータセンターの集積を行うことで、リスク分散や首都圏におけるデータ量の軽減が図られる。</p>		北海道	石狩市	総務省 経済産業省